

豊岡市広告掲載要綱

平成19年12月13日豊岡市告示第238号

改正 平成27年9月28日豊岡市告示267号

令和4年8月1日豊岡市告示244号

令和5年3月29日豊岡市告示109号

令和6年3月4日豊岡市告示54号

(目的)

第1条 この要綱は、市が保有する資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、市の新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「広告媒体」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 市が発行する印刷物
- (2) 市が所管又は管理するホームページ
- (3) 市が所有する土地、構造物等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広告媒体として活用できるもの

2 この要綱において「広告掲載」とは、広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告掲載の基準)

第3条 広告掲載する広告は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 公正かつ真実であるもの
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないもの
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したもの
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したもの
- (5) 市民生活に関連したもの
- (6) 市の事務又は事業に支障を及ぼさないもの
- (7) 広告媒体の本来の用途又は目的を妨げない範囲内で行うもの

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題に関する特定の主義又は主張に当たるもの
- (6) 個人又は法人の名刺広告であるもの
- (7) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの

(8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの

3 前2項に掲げるもののほか広告掲載に関する基準は、別に定める。

(規制業種、事業者等)

第4条 次の各号のいずれかに該当する業種、事業者等の広告は、掲載しないものとする。

広告の掲載中において、これらの業種、事業者等に該当するに至った場合も同様とする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの

(2) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の事業者

(4) 社会問題を起こしている業種、事業者等

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員が関与すると認められるもの

(6) 市税等の滞納がある事業者

(広告の募集)

第5条 市長は、広告掲載しようとするときは、この要綱及び別に定める基準のほか、次の各号に掲げる事項を掲載した募集要項を定め行うものとする。

(1) 広告媒体の名称及び内容

(2) 募集する広告の規格、掲載位置、数量及び広告掲載の期間

(3) 申込みの時期及び方法

(4) 掲載に係る料金

(5) 広告の選定方法

(6) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

2 前項の募集要項は、当該広告媒体を所管する部署（以下「所管部署」という。）において定めるものとする。

3 広告の募集は、市広報、市ホームページ等により周知するものとする。

(広告審査委員会)

第6条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、豊岡市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 市長公室長

(2) 行政管理部財政課長

(3) 総務部総務課長

(4) 観光文化部文化・スポーツ振興課長

(5) くらし創造部生活環境課長

(6) 健康福祉部社会福祉課長

(7) 都市整備部都市整備課長

(8) 上下水道部水道課長

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には市長公室長を、副委員長には総務部総務課長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長は、第2項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する事務を所管する課長を、臨時の委員として指名することができる。

6 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、広告の内容若しくは広告の掲出について疑義が生じたとき、又は委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の総意を持って決する。

5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所管する課長等関係者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市長公室秘書広報課において処理する。

(広告掲載の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき。

(2) 広告主が第4条の規制業種又は事業者の要件に該当したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告掲載料の還付等)

第10条 納入済みの広告掲載料は、還付しない。ただし、広告の掲載が決定した後に広告主の責めによらない理由により広告を掲載できなかったときは、還付することができる。

2 広告主は、広告掲載後、その責めに帰すべき理由により市に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(広告代理店等への業務の委託)

第11条 市長は、この要綱に定める要件、基準その他必要な条件を付し、広告の募集、広告の作成等の業務を広告代理店その他市長が適当と認める者(以下「広告代理店等」という。)に委託することができる。

2 広告代理店等の選定及び広告代理店等による広告掲載の取扱いに関する事項については、所管部署において別に定めるものとする。

(広告付き寄附の受入)

第12条 市長は、広告主が作成する封筒その他の広告が掲載された物品（以下「広告掲載物品」という。）の寄附を受け入れることができる。

2 市長は、広告掲載物品の寄附を受け入れることとした場合には、広告主と広告掲載物品の作成及び寄附に関する書面を交換するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成27年9月28日豊岡市告示第267号）

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（令和4年8月1日豊岡市告示第244号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和5年3月29日豊岡市告示第109号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和6年3月4日豊岡市告示第54号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。